

#### 4 ごみ処理施設の概要

(1) 環境資源ギャラリーの概要（ガス化溶融施設兼リサイクルプラザ施設、平成17年9月5日から稼働）★

所在地	掛川市満水2319番地
敷地面積	47,134㎡
建築面積	工場棟 5,195㎡、管理棟 809㎡、ストックヤード 315㎡
処理能力	①ガス化溶融施設 70 t / 24 h × 2炉 計140 t / 日 ②リサイクルプラザ施設 30 t / 5 h
処理方式	①ガス化溶融施設 燃焼溶融設備 キルン式ガス化溶融炉 ②リサイクルプラザ施設 破碎設備 衝撃型回転式破碎機（不燃性粗大ごみ、不燃ごみ） 切断機（可燃性粗大ごみ） 選別設備 磁力選別機＋アルミ選別機（不燃性粗大ごみ） 手選別＋磁力選別機（不燃ごみ）
工期	着工 平成15年5月15日、竣工 平成17年8月31日
総事業費	74億7,594万円

(2) 環境保全センターの概要（焼却施設兼粗大ごみ処理施設、平成20年3月31日をもって閉鎖）

所在地	掛川市浜野4123番地
敷地面積	16,094.49㎡
建築面積	3,087.68㎡
延床面積	4,930.22㎡
処理能力	①ごみ焼却施設 35 t / 8 h (17.5 t / 8 h × 2基) ②粗大ごみ処理施設 8 t / 5 h (1基)
処理方式	①ごみ焼却施設 機械化バッチ燃焼式焼却炉 ②粗大ごみ処理施設 4種選別（鉄、アルミ、可燃物、不燃物） 衝動せん断式回転式破碎機
総事業費	23億926万円

(3) 板沢最終処分場の概要（埋立場） 平成28年3月末現在

所在地	掛川市板沢2051-1029
埋立面積	43,800㎡ 第1期 23,000㎡ 第2期 20,800㎡
埋立容量	256,600㎡ 第1期 110,500㎡ 第2期 146,100㎡
残容量	24,636㎡
埋立年数	31年間 第1期 昭和63年度～平成6年度 7ヶ年 第2期 平成7年度～平成30年度 24ヶ年
埋立工法	サンドイッチ埋立工法
浸出水処理施設	①処理水量 平均95㎡ / 日 ②処理方式 カルシウム除去＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着 ③汚泥処理 汚泥脱水＋場内処分
総事業費	8億8,291万円 第1期 6億1,341万円 第2期 2億6,949万円

(4) 高瀬最終処分場の概要（瓦礫処分場） 平成28年3月末現在

所在地	掛川市高瀬1100-100番地 他11筆
埋立面積	6,728㎡
埋立容積	37,248㎥

(5) 東大谷最終処分場の概要（瓦礫処分場） 平成28年3月末現在

所在地	掛川市大淵11160-1番地 他18筆
施設面積	8,160㎡
埋立面積	1,496㎡
埋立容積	2,560㎥
残容量	1,640.26㎥
埋立年数	埋立完了まで（平成16年8月～平成28年3月：協定書・土地賃貸借契約）
処理方式	セル方式
総事業費	工事費 2,246万円

(6) 新井最終処分場の概要 平成28年3月末現在

所在地	掛川市大淵1456番地の900
敷地面積	33,966㎡
埋立面積	8,476㎡
埋立容積	33,315㎥
残容量	12,494㎥
埋立年数	埋立完了まで（平成9年4月～）
埋立工法	サンドイッチ方式
浸出水処理施設	①処理水量 平均40㎥／日 ②処理方式 集水ピット＋沈砂槽＋調整槽＋生物処理（回転円板法）＋凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭＋キレート吸着）＋消毒 ③汚泥処理 汚泥濃縮・貯留槽＋埋立地返送
総事業費	7億2,469万円

## ごみ処理の歩み

### (1) 掛川区域のごみ処理のあゆみ

年代	特記事項
昭和46年	・千羽清掃センター使用開始（第1期）
51年	・パッカー車で収集開始
54年	・本郷埋立場使用開始
56年	・ごみ集積所設置補助制度開始
59年	・千羽清掃センター使用開始（第2期）
63年	・板沢埋立場使用開始
平成元年	・本郷埋立場閉鎖
5年	・集団回収団体に1kgあたり3円の回収活動奨励金制度開始
7年	・白色トレイを回収協力店で収集開始
8年	・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始（上限3,000円）
10年	・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金（上限4,000円）
	・ペットボトルの分別収集開始
	・粗大ごみの休日回収開始（毎月第4日曜日9:00～11:00）
	・集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり5円に増額
11年	・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金（上限10,000円）
12年	・千羽清掃センター稼働協定期間延長（平成15年度末まで）
	・掛川市食品衛生協会がリサイクル推進協議会会長表彰受賞
	・満水地区に新清掃センター建設が決定
13年	・1市7町でごみ処理広域化計画策定
	・クリーン推進員制度発足（219人）
	・板沢埋立場にトラックスケール設置（10kg50円+消費税）
	・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金（上限20,000円）
	・新分別（14種類）の説明会の開始（6月から9月まで約270会場全世帯の63%出席） （プラスチック製容器包装、古紙4種類を追加）
	・分別収集が16種類になる（10月1日蛍光管、乾電池追加）
	・プラスチック製容器包装週1回収開始（12月1日）
	・ダイオキシン類対策特別措置法による清掃センター改造工事
	・市処理困難物相談協力店制度開始
	・掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合設立
	・ダイオキシン類対策清掃センター改修工事
14年	・祝日回収を開始（4月）
	・マイバッグ運動開始
	・民間業者による有料粗大ごみ戸別回収開始（9月）
	・生ごみ堆肥化実践教室開始（9月～11月）
	・ごみ減量とリサイクル推進モデル地区の取組開始（2地区）
	・ごみ減量とリサイクル推進モデル事業所の取組開始（6事業所）
	・乾電池・充電式電池の毎月1回の回収開始（1月）
	・乾電池・充電式電池分別収集開始
15年	・板沢最終処分場埋立期間の延長協定締結（平成30年度末まで）
	・食用油モデル地区収集開始（8地区）
	・ごみ減量とリサイクル先進モデル事業所の登録開始（8事業所）
	・新清掃センター（環境資源ギャラリー）建設開始
	・生ごみ堆肥化容器きえるくんの推奨開始
	・事業系一般廃棄物収集運搬の許可制度の変更（8社追加）
	・千羽清掃センター稼働協定期間再延長（平成17年9月末まで）
16年	・ごみ収集業務完全委託化
	・食用油市内全域回収開始（7月）
	・かけがわ美化推進ボランティア事業開始

(2) 大東区域・大須賀区域のごみ処理のあゆみ

年 代	特 記 事 項
平成 3 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・高瀬最終処分場使用開始</li><li>・東大谷最終処分場使用開始</li></ul>
7 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全センター使用開始</li></ul>
9 年	<ul style="list-style-type: none"><li>・新井最終処分場使用開始</li><li>・燃やさない収集ごみにペットボトルを追加</li></ul>
12年	<ul style="list-style-type: none"><li>・大東区域において生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始</li></ul>
13年	<ul style="list-style-type: none"><li>・燃やさないごみ収集に雑がみ、プラスチック製容器包装、白色トレイ、白色発泡スチロール、スプレー缶、金物のフタ類、コード類、刃物類を追加</li><li>・燃やさないごみのうち、雑がみ、紙コップ類、白色トレイ、白色発泡スチロールプラスチック製容器包装類を月 2 回収集に変更</li><li>・大須賀区域において生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始</li></ul>
14年	<ul style="list-style-type: none"><li>・燃やさないごみのうちペットボトル収集を月 2 回に変更</li></ul>
16年	<ul style="list-style-type: none"><li>・東大谷最終処分場第 2 期使用開始</li><li>・グリーンサークルへの剪定枝処理委託開始</li><li>・燃やすごみ収集を 3 地区から 2 地区に変更し、祝日も収集（5 月 3・4 日、12 月 31 日、1 月 3 日を除く）</li><li>・年間回収回数を 100 回から 102 回に変更し、収集日は曜日判断せず、日で確認するように変更</li><li>・紙類（古紙・紙製袋、紙コップ類）、古布を月 2 回収集に変更</li><li>・白色トレイをプラスチック製容器包装と一緒にする</li><li>・びんの分別を 5 種類から 3 種類に変更</li><li>・草木を枯らしたものは、燃やすごみ 2 袋まで収集</li></ul>

(3) 新・掛川市のごみ処理のあゆみ  
(掛川区域)

年 代	特記事項
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境資源ギャラリー試運転開始式（3月25日）</li> <li>環境資源ギャラリーごみ投入式（5月27日）</li> <li>ごみ指定袋の要綱改正（紙製からポリエチレン製へ）（6月）</li> <li>千羽清掃センター閉鎖式（8月24日）</li> <li>千羽清掃センター閉鎖（9月2日）（掛川区域）</li> <li>環境資源ギャラリー稼働、ごみ分別方法の変更（可燃・不燃ごみ）（9月5日）</li> </ul>
17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ処理容器「生ごみパックン」講習会開始</li> </ul>
18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃えないごみの収集回数が週1回から月2回へ変更（4月）</li> <li>ごみ減量大作戦住民説明会の実施（12月～3月 延べ315回、全世帯の45%出席）</li> </ul>
19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃えないごみの収集回数が月2回から月1回へ変更（4月）</li> <li>剪定枝地区回収、民間処理業者へ剪定枝処理事業費補助制度開始（4月）</li> </ul>
21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり4円に減額</li> </ul>
22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり4円との差額に減額</li> </ul>
24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政による古紙の回収廃止（4月）</li> </ul>
25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型家電リサイクル法の施行に伴い、環境資源ギャラリーにおいてパソコンの受付を開始する。</li> </ul>
27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月よりごみ処理費用一部有料化開始、9月末まで新旧ごみ指定袋併用期間</li> <li>10月より新ごみ指定袋（燃えるごみ）へ完全移行</li> </ul>

(大東・大須賀区域)

年 代	特記事項
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ処理容器「生ごみパックン」講習会開始</li> </ul>
18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>食用油、白色トレイの収集を開始（4月）</li> <li>ごみ減量大作戦住民説明会の実施（12月～3月 延べ315回、全世帯の45%出席）</li> </ul>
19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>かん、ペットボトル、古紙、古布の収集回数が月2回から月1回へ変更（4月）</li> <li>剪定枝地区回収、民間処理業者へ剪定枝処理事業費補助制度開始（4月）</li> <li>平成20年3月末をもって環境保全センターが閉鎖となる。</li> <li>4月より環境資源ギャラリーにおいて、大東・大須賀区域分のごみを受け入れ、処理する。</li> </ul>
20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり4円に減額</li> </ul>
21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団回収団体に回収活動奨励金を1kgあたり4円との差額に減額</li> </ul>
22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政による古紙、古布の回収廃止（4月）</li> </ul>
24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型家電リサイクル法の施行に伴い、環境資源ギャラリーにおいてパソコンの受付を開始する。</li> </ul>
25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月よりごみ処理費用一部有料化開始、9月末まで新旧ごみ指定袋併用期間</li> </ul>
27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>10月より新ごみ指定袋（燃えるごみ・燃えないごみ）へ完全移行</li> </ul>

参考 リサイクルに係る法律施行等

年 代	特記事項
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法施行</li> <li>建設リサイクル法（建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律）施行</li> </ul>
13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）施行（4月1日）</li> <li>食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等促進に関する法律）施行（5月1日）</li> </ul>
15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）施行</li> </ul>
16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車リサイクルシステムの開始</li> </ul>
17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車リサイクル法が施行</li> </ul>
18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正容器包装リサイクル法成立（6月9日成立、15日公布）</li> </ul>
25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型家電リサイクル法施行</li> </ul>

